

津久見市創業支援事業補助金交付要綱

(平成 30 年 10 月 1 日告示甲第 24 号)

改正 令和 3 年 5 月 24 日告示甲第 21 号 令和 4 年 3 月 23 日告示甲第 7 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市における創業を促進し、産業振興、雇用の創出及び中心市街地活性化を図るため、本市で創業しようとする者に対し、創業に必要な経費の一部を補助することについて、津久見市補助金等交付規則(昭和 39 年津久見市規則第 9 号)に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 個人、法人又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事業協同組合若しくは同項第 7 号に掲げる協業組合(以下「組合」という。)による行為であって、次のいずれかのものをいう。

ア 総務省が定める日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に規定する業種であって、別表第 1 に定める業種の事業(以下「創業対象事業」という。)を営んでいない個人(創業対象事業を開始しようとする日前 1 年の間に、当該創業対象事業に係る日本標準産業分類の細分類と同じ細分類の事業を行っていない者に限る。)が、市内で新たに創業対象事業を開始し、又は市内で新たに法人若しくは組合を設立し創業対象事業を開始すること。

イ 市内において事業を営んでいる個人、法人又は組合が、自らの事業を継続して実施しつつ、日本標準産業分類の細分類が異なる創業対象事業を市内で新たに開始すること。

ウ 市外に住所を有し、かつ、市外において創業対象事業を営んでいる個人が、当該事業を、本市に住所及び事業所を移し、継続して実施すること。

エ 市外で事業を営んでいる法人又は組合が、新たに市内で創業対象事業を開始すること。

(2) 重点創業 次のいずれかに該当する創業をいう。

ア 市内の都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する商業地域における創業

イ 飲食店、食料品加工業等日本標準産業分類に規定する業種のうち別表第 2 に定める業種の創業

(3) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗、工場等(仮設、臨時のものその他設備が恒常的でないものを除く。)

(4) 特定創業支援事業 産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)第 113 条第 4 項の規定により認定を受けた津久見市創業支援事業計画に記載されている同法第 2 条第 25 項に規定する特定創業支援事業
(補助対象者の要件)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の要件の全てに該当するものとする(個人が創業する場合にあっては第 3 号を、法人又は組合が創業する場合にあっては第 2 号をそれぞれ除く。)。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 創業の日(以下「創業日」という。)以後、当該創業に係る事業を市内において 3 年以上継続して実施する予定である者
 - (2) 創業日以後、市内に 3 年以上住所を有する予定である者
 - (3) 創業日以後、市内において 3 年以上事業所を置く予定である者
 - (4) 市税等に滞納がない者(市外の市区町村から本市に住所を移す予定の者は、前住地のものも含む。)
 - (5) 創業日において現に津久見商工会議所の会員である者又は創業日以後に津久見商工会議所の会員となることを予定している者
 - (6) 特定創業支援事業による支援を受けている、又は受けの予定である者
 - (7) 許認可等が必要な事業の創業については、許認可等を既に受けている、又は創業日の前日までに受けの予定である者
 - (8) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と密接な関係を持たない者
 - (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する事業を営んでいない者
 - (10) 過去にこの要綱に基づく補助金又は市から同種の補助金等の交付を受けていない者
- (補助対象経費等)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、原則として市内で消費された別表第 3 の左欄に掲げるものであって、第 6 条の規定による交付決定を受けた日から次の各号に掲げる日のいずれかの早い日までに支払った経費とする。ただし、国、県、その他の機関から補助金の交付を受けたことがある経費又は受けの予定がある経費その他市長が適当でないと認めるものを除く。

- (1) 創業日から起算して 60 日を経過する日
 - (2) 創業日の属する年度の末日
- 2 補助金の額は、補助対象経費に別表第 3 の中欄に規定する補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、津久見市創業支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、創業日より前に市長に申請しなければならない。

- (1) 創業計画書(第2号様式)
- (2) 補助対象経費の内訳がわかる見積書等の書類
- (3) 誓約書兼承諾書(第3号様式)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 前項第1号の創業計画書を作成するときは、津久見商工会議所の指導を受けるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を審査し、補助金の交付を適当と決定したときは、津久見市創業支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による決定は、予算の範囲内において行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による決定に必要な条件を付することができるものとする。

(実績報告)

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)に係る支払が完了した日(以下「完了日」という。)が創業日後の場合にあっては完了日から30日を経過する日、完了日が創業日以前の場合にあっては創業日から30日を経過する日までに、津久見市創業支援事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支報告書(第6号様式)
- (2) 契約書、支払を証する書類の写し等
- (3) 補助対象事業の内容等が確認できる写真、印刷物等
- (4) 所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する届出書の写し又は登記事項証明書の写し等
- (5) 事業所の所在が確認できる登記事項証明書の写し、賃貸借契約書の写し等
- (6) 特定創業支援事業による支援を受けたことの証明
- (7) 住民票の写し(個人が創業する場合に限る。)
- (8) 市税等本市に納入すべき納入金(個人が創業する場合にあっては、同一の世帯を構成する世帯全員分の納入金)を完納していることを証する書類(市外からの転入者については、前住所地に納入すべき納入金を完納していることを証する書類)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定通知)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、交付すべき補助金の額を確定し、津久見市創業支援事業補助金の額の確定通知書(第7号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、津久見市創業支援事業補助金交付請求書(第8号様式)により、市長に請求するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、第3条に規定する要件を欠いたときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年5月24日告示甲第21号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年3月23日告示甲第7号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

D 建設業、E 製造業、F 電気・ガス・熱供給・水道業、G 情報通信業、H 運輸業(中分類43～45、47・48)、I 卸売業、小売業、J 金融業、保険業、K 不動産業、物品賃貸業、L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業、O 教育、学習支援業、P 医療、福祉、R サービス業(中分類88～92)
※対象業種は、日本標準産業分類によるもので英記号は大分類、数字は中分類を示す。

別表第2(第2条関係)

E 製造業(中分類09、10)、I 卸売業、小売業(中分類52、58)、M 宿泊業、飲食サービス業(中分類76、77)
※対象業種は、日本標準産業分類によるもので英記号は大分類、数字は中分類を示す。

別表第3(第4条関係)

補助対象経費	補助率	限度額
<p>事業所の開設等に係る経費(事業の用に供するものに限る。)で次に掲げるもの</p> <p>(1) 店舗等の新築及び改修費(外構工事等を含む。)</p> <p>(2) 什器備品及び設備費(車両については、別表第1に掲げる業種のうち、道路法(昭和27年法律第180号)第47条及び車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条の規定により、公道の通行を規制される特殊車両又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)に基づき通達により定められた特種用途自動車等における事業の用に供するものに限る。)</p> <p>※消耗品費及び美術品、骨董品等の価額の判断において専門的な知見を要するものに係る経費を除く。</p>	補助対象経費の額の3分の1以内。 ただし、重点創業の場合は、補助対象経費の額の2分の1以内	50万円
<p>事業の運営に係る経費で次に掲げるもの</p> <p>(1) 広告宣伝費(パンフレット、ホームページ製作費等)</p> <p>(2) 販売促進等に係る費用(新商品開発、販路拡大等)</p>		

第1号様式(第5条関係)

津久見市創業支援事業補助金交付申請書
[別紙参照]

第2号様式(第5条関係)

創業計画書
[別紙参照]

第3号様式(第5条関係)

誓約書兼承諾書
[別紙参照]

第4号様式(第6条関係)

津久見市創業支援事業補助金交付決定通知書
[別紙参照]

第 5 号様式(第 7 条関係)

津久見市創業支援事業実績報告書
[別紙参照]

第 6 号様式(第 7 条関係)

収支報告書
[別紙参照]

第 7 号様式(第 8 条関係)

津久見市創業支援事業補助金の額の確定通知書
[別紙参照]

第 8 号様式(第 9 条関係)

津久見市創業支援事業補助金交付請求書
[別紙参照]